

## 下水道局暗きょ等の利用に関する要綱の一部改正について

### 1 趣旨

横浜市事務分掌条例の一部改正及び関係法令の改正等を踏まえ、下水道局暗きょ等の利用に関する要綱（平成 11 年 1 月 7 日下企第 127 号）を一部改正しました。

### 2 改正の概要

- (1) 横浜市事務分掌条例の一部改正を踏まえた変更（要綱名、第 21 条）
- (2) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）の改正に伴う変更（第 3 条）
- (3) 横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年 6 月 27 日規則第 103 号）の改正に伴う変更（第 8 条）
- (4) 申請書等への押印・署名の見直しを踏まえた変更（第 4 条、6 条、7 条、11 条、14 条、16 条、第 1 号様式、第 2－2 から 2－3 号様式、第 3 号から 5 号様式、第 7 から 10 号様式）
- (5) その他軽微な修正

### 3 改正日

令和 6 年 4 月 1 日